

婚姻届を提出するときの注意事項



三沢市民生部市民課

本籍地以外の役所に婚姻届を提出するときは、戸籍全部事項証明書または戸籍謄本(戸籍個人事項証明書または戸籍抄本でも可)が必要です。婚姻届だけでは住所の変更はできません。他市区町村から転入するときは住民登録をしている市区町村の役所から転出証明書をもらい、異動届も提出してください。

証人は20歳以上の方2人が必ず必要です。

印鑑はすべて種類の違うものを押してください。(インクタイプのもは使用しないでください)

未成年の場合は両親の同意が必要です。同意書は市民課にありますので、職員にお申し付けください。(証人の欄での同意も可)

土曜日・日曜日・祝日に婚姻届を提出したい方は、書類を全部揃えて平日に市民課窓口へ提出してください。事前審査をしてから審査済みの印を押し、本人にお返ししますので、当日ガードマンに提出してください。

審査済み印のないものは当日受付にならない場合もありますので、ご注意ください。

その他質問があれば、電話か窓口の職員にお問い合わせください。

夜間に提出を希望される方へ



夜間は市役所の出入口すべてに鍵をかけますので、市役所に来られる前にお電話でお知らせくださいますよう、よろしく願いいたします。

三沢市役所 53 - 5111
市民課 内線 235・236